

## 令和4年度春夏公開講座の実施方針

R4.2.9 策定

### 1 実施方針

- (1) 令和4年度春夏公開講座は、対面授業での実施を原則とする。ただし、「徳島大学『新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画（BCP）』で定めるレベル」（以下「BCPレベル」という。）に応じて、休止又は遠隔授業等に変更して実施する。

徳島大学 新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP) (令和4年2月9日現在)		人と地域共創センター春夏公開講座 この実施方針における受講生(※)とは 当日開講されている講座を受講する者をいう。		
レベル	状況	講座の実施方法	センター立入	
			受講生(※)	受講生(※)以外
1	とくしまアラートが解除されている状況、 又はとくしまアラート「感染観察」が発動されている状況	十分な感染防止措置を講じた上で、対面授業を実施できる。	可（最大限の感染措置を講じる） （入室は講座開始の10分前からとする）	可（ただし所用の無い者はセンター内に留まらないものとする）
2	とくしまアラート「感染警戒」が発動されている状況	遠隔授業を推奨する。 ただし、センター会議の承認を得た講座は、十分な感染防止措置を講じた上で、対面授業を実施できる。	不可（原則） （センター会議の承認を得た講座を受講するための立入のみ認める）	不可
3	とくしまアラート「特別警戒」が発動されている状況、 又は徳島大学の学生や教職員に感染者のクラスターが発生している、又は発生の恐れがある状況	遠隔授業等（学内講師は自宅又は大学施設から、学外講師は自宅から実施）  【対面授業限定とした講座は休止】	不可	
4	とくしまアラート「非常事態宣言」が発動されている状況、 又は徳島大学の学生や教職員に感染者のクラスターが発生し、さらに感染拡大の恐れがある状況	遠隔授業等（講師は原則自宅から実施）  【対面授業限定とした講座は休止】	不可	
5	徳島県から大学が休校要請されている状況	不可		

- (2) 講座の中止は、人と地域共創センター会議の議を経て決定する。ただし、令和4年8月末日時点で休止している講座は、人と地域共創センター会議の議を経ずに中止とする。
- (3) B C P レベルにかかわらず、徳島県に緊急事態宣言が発令されたときは、その翌日から遠隔授業等に変更（対面授業限定の講座は休止）する。
- (4) とくしまアラートの発動及び改定等によって、B C P レベルが3以上に設定されることが確実な場合は、速やかに対面授業を休止する。
- (例) 6月24日（金）18時にとくしまアラート特別警戒発動のとき、6月25日（土）の対面授業は休止とする。

## 2 人と地域共創センターが実施する感染予防対策

- (1) 教職員（講師を含む。以下同じ。）の健康チェック
- (2) 教職員のマスク着用，手洗い・うがいの励行
- (3) 講義室の定期的な換気
- (4) 建物入口に手指消毒液の設置
- (5) ドアノブ・机・椅子を中心に手が触れる場所を消毒
- (6) 講義室収容定員見直しによる密集の回避

## 3 受講料の返金

- (1) 入金後に人と地域共創センターが講座の中止を決定した場合は、所定の額を返金する。ただし、令和4年9月1日以降に中止を決定した講座に係る所定の額が1,000円未満である場合は返金しない。
- (2) 返金額の決定は、全ての令和4年度春夏公開講座の開講回数が定まる、令和4年9月末に行うものとする。
- (3) 返金方法は、受講生が指定する銀行口座への振込による。
- (4) 遠隔授業の受講環境が整備できないことを理由にした返金の申出には応じない。

## 4 その他

- (1) 「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したZoom、ライブ配信システム等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態をいう。
- (2) 「所定の額」とは、当該講座受講料を講座回数で除した額に中止となった講座回数を乗じ、そこから振込手数料を減じた額をいう。
- (3) 受講生への講座の中止や実施方法変更についての連絡は、電子メール送信により行う。
- (4) 徳島県に非常事態宣言が発令中のときは、窓口での受講申込受付をしない。
- (5) 受講料入金方法は、原則銀行振込とする。
- (6) 保険料は、取扱いをしない。
- (7) 教材費は、受講生が直接講師に支払う。
- (8) とくしま健康寿命からだカレッジは、本方針に準じる。